

令和6年度 第2回

山武市森林づくり審議会

本会・森林整備部会・木材利用推進部会

合同会議 資料



1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 委員・事務局の紹介

4. 議題

(1) 森林環境譲与税の活用について

(2) 令和7年度の事業予定について

5. その他

6. 閉会

4. 議題

(1) 森林環境譲与税の活用について



①令和7年度の森林環境譲与税の活用予定

歳入

単位：千円

No.	項目	内容	R 6 予算	R 7 予算	増減額	
1	森林環境譲与税		20,587	22,131	1,544	

歳出

単位：千円

No.	事業名等	内容	R 6 予算	R 7 予算	増減額	備考（新規、変更点など）
1	市内産木材利用促進事業	市内産木材を建築用材として活用をした方への補助事業 R 5～新築の住宅以外にも拡大し、補助金の上限を50万円に引き上げ	1,500	1,500	0	
2	環境教育プログラム	小中学生の総合学習として木育を取り入れ、学年別の体験型学習を日向の森で実施	2,631	2,478	△153	
3	木育インストラクター養成講座	木育インストラクター養成講座への参加負担金、旅費	80	158	78	
4	こども園遊具購入	こども園に設置する木製遊具を購入	413	0	△413	
5	森林整備講習会	林業を目指す人、興味のある人を対象とした現場での林業講習の開催	330	399	69	
6	地域林政アドバイザー業務委託	林政アドバイザーへの業務委託	4,496	5,000	504	森林経営意向調査 木材需要調査 木の駅プロジェクトの事例調査
7	道路維持補修工事	森林整備に伴い発生する搬出道の砂利敷ならし	330	1,000	670	
8	サンブスギ看板設置工事	森林整備を実施した施業地などに看板設置	500	500	0	
9	自伐型林業推進モデル支援事業	自伐型林家への機械等購入補助	1,600	2,000	400	
10	市単森林整備事業	県の補助制度が活用できない時期や要件が満たない小規模な森林整備などに対する支援 R 6～通年に拡大	4,573	10,100	5,527	道路、住宅際の伐採（特殊地拵え）
11	森林環境整備推進事業（その他）	森林クラウドシステム使用料 森林経営管理協議会負担金 サンブスギ啓発品	1,056	3,459	2,403	杭、旗、看板、軽トラックの購入
		合計（森林環境譲与税充当額）	17,509	26,594	9,085	

②森林環境譲与税を活用した新たな取り組み

I. 境界杭の支給

複数の所有者がいる森林の一体的な整備の促進を図ることを目的として、森林所有者等が森林整備に先立って行う森林境界を明確にする作業で活用してもらうため、森林所有者等からの申請に基づき、無償で境界杭を支給します。

なお、支給開始時期は令和7年7月1日を予定しています。

対象となる土地

- ・地籍調査が行われていない山武市内の土地（森林）であること。

対象者

- ・市内に所在する森林の所有者又は所有者から委任を受けた者
※委任を受けた者が申請する場合は、所有者からの委任状を提出すること。

杭の種類等

- ・種類：プラスチック製、幅70mm×70mm、長さ450mm
- ・数量：必要数量
※杭の支給と併せて、希望者には目印として設置するポールを支給します。

（杭・見本）



支給手続等

- ・杭の支給を受けようとする者は、申請書を提出すること。
※申請の内容が適正と認められる場合には、境界杭を支給します。
- ・杭を設置する際は、土地所有者双方が立会い、境界杭を設置すること。
※一方の所有者だけで設置した境界杭は無効です。
- ・設置した境界杭には油性マジック等で番号を記載すること。

設置完了後の手続

- ・境界杭の設置が完了したら、完了報告書と境界杭の設置位置を記載した平面図、設置状況のわかる写真（近景と遠景）を提出すること。
- ・完了報告書の提出は、境界杭の設置が完了してから1ヶ月以内に行うこと。
- ・残った杭は、完了報告書の提出の際、併せて返却すること。

留意事項

- ・市は境界杭を支給しますが、境界の確認・証明は行いません。
- ・提出された平面図等は、地籍調査を実施する際の参考資料として活用する場合があります。

(申請書及び完了報告書・案)

境界杭支給申請書

年 月 日

(あて先) 山武市長

申請者 住 所

氏 名

連絡先電話番号

下記の土地について、境界杭を設置しますので、境界杭の支給を申請します。

申請土地	所 在					
	地 番		地 目		地 積	m ²
	所有者	住 所				
		氏 名				
隣接土地	所有者	住 所				
		氏 名				
	所有者	住 所				
		氏 名				
	所有者	住 所				
		氏 名				
杭の使用予定本数		本				
境界杭設置完了予定年月日		年 月 日				
備 考						

添付書類

- 1 位置図
- 2 平面図

境界杭設置完了報告書

年 月 日

(あて先) 山武市長

申請者 住 所

氏 名

連絡先電話番号

下記の土地について、境界杭の設置が完了しましたので、報告書します。

申請土地	所 在					
	地 番		地 目		地 積	m ²
	所有者	住 所				
		氏 名				
隣接土地	所有者	住 所				
		氏 名				
	所有者	住 所				
		氏 名				
	所有者	住 所				
		氏 名				
杭の使用本数		本				
境界杭設置完了年月日		年 月 日				
支給された杭の本数		本				
返却した杭の本数		本				
備 考						

添付書類

- 1 境界杭の箇所を記した平面図
- 2 状況写真（境界杭の近景と遠景、遠景は立会者を入れて撮影したもの。）

Ⅱ．伐採現場での旗・看板の設置

適法な伐採であることを示す旗等を伐採現場に設置することにより、違法伐採を防止し、伐採届出制度の徹底を図るとともに、適正な森林整備を推進するため、「山武市伐採届旗等の設置に関する要綱」を制定します。

これにより、森林法に基づく伐採届を提出した森林所有者等は交付された伐採届旗を伐採現場に設置する必要があり、また、伐採事業者名や伐採期間等を記載した看板を設置するよう努めることとなります。

○対象となる土地

伐採届に記載する伐採現場（小規模林地開発、林地開発は除く）

○対象者

伐採届を提出した森林所有者等又は森林経営計画の認定を受けた森林所有者等

○伐採届旗等の交付方法

- ・伐採届を提出した森林所有者等に、農政課の窓口で伐採届旗を交付します。
※森林経営計画の認定を受けた森林所有者等は、伐採届旗交付申請書を提出することにより、伐採届旗の交付を受けることができます。
- ・看板を設置しようとする者は、看板交付申請書を提出することにより、看板の交付を受けることができます。
なお、伐採届を提出した森林所有者等が看板を設置しない場合で、周辺的安全確保等のため必要があると認めるときは、市は伐採届を提出した森林所有者等に看板を設置するよう求めることができるものとします。

○伐採届旗等の設置方法

- ・伐採届旗は、伐採開始から伐採終了までの期間、伐採現場の周囲から見やすい場所に設置する必要があります。
- ・看板は、伐採開始から伐採終了するまで（伐採後に造林する場合は、造林が完了するまで）の期間、伐採現場の周囲から見やすい場所に設置する必要があります。

○その他

- ・伐採が終了し、又は造林が完了したときは、速やかに伐採届旗等を返却すること。
- ・伐採届旗等を紛失又は破損したときは、伐採届旗等再交付申請書を提出し、再交付を受けることができます。
※故意又は過失により伐採届旗等を紛失し、又は破損した場合、伐採届旗等の作成費用の負担をもとめる場合があります。
- ・伐採終了前又は造林完了前であっても、返却させる必要があると判断したときは、市は伐採届旗等の返却を求めることができます。

○施行日

施行日は、令和7年7月1日とします。

(伐採届旗・案)



(経営計画に係る伐採届旗・案)



(看板の記載内容・案)

伐採等届出の内容

森林の所在場所	山武市
届出者（森林所有者等）	
伐採事業者	会社名
	住 所
	連絡先
伐採面積	ha
伐採期間	年 月 日 ~ 年 月 日
造林期間	年 月 日 ~ 年 月 日
伐採後の更新方法	人工造林 天然更新 森林外用途

山武市伐採届旗等の設置に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）に基づき適正な手続を経た伐採について、法令遵守を示す旗等を伐採現場に設置することにより、伐採届出制度の徹底を図り、もって適正な森林整備を推進することを目的とする。

（伐採届旗の交付等）

- 第2条 市長は、森林所有者その他権限に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者（千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成22年千葉県条例第4号）第18条第1項に規定する小規模林地開発行為の届出をした者を除く。以下「森林所有者等」という。）から提出された法第10条の8第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採等届出書」という。）を受理したときは、伐採届旗（別図1）を交付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、森林経営計画等に基づく伐採については、法第11条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、伐採届旗交付申請書（別記第1号様式）を提出し、市長が適当と認めたときは、経営認定に係る伐採届旗（別図2）の交付を受けることができる。
- 3 市長は、伐採届旗の交付状況を把握するため、伐採届旗交付管理簿（別記第2号様式）を備え付けるものとする。

（伐採届旗の設置）

- 第3条 伐採届旗の交付を受けた森林所有者等（以下「伐採届旗受領者」という。）は、伐採開始から伐採終了までの期間、伐採等届出書又は伐採届出旗交付申請書に記載のある伐採箇所（以下「伐採現場」という。）の周囲から見やすい場所に伐採届旗を設置するものとする。
- 2 伐採届旗受領者は、伐採が終了したときは、速やかに市長に伐採届旗を返却するものとする。

（看板の設置）

- 第4条 伐採届旗受領者は、伐採現場の周囲から見やすい場所に、森林の所在場所、森林所有者等の氏名、伐採事業者の氏名等、伐採面積、伐採期間、伐採後の更新方法等を記載した看板（別図3）を設置するよう努めるものとする。
- 2 伐採届旗受領者は、伐採現場に看板を設置しようとするときは、看板交付申請書（別記第3号様式）を提出し、看板の交付を受けることができる。

- 3 市長は、伐採届旗受領者が伐採現場に看板を設置しない場合において、伐採現場周辺の安全確保及び周辺住民への周知のために必要があると認めるときは、伐採届旗受領者に看板の設置を求めることができる。
- 4 看板の交付を受けた者は、交付された看板を、伐採が終了（伐採後に造林を行う場合には、造林が完了）するまで設置するものとし、伐採が終了し、又は造林が完了したときは、速やかに市長に返却するものとする。

（伐採届旗等の再交付）

- 第5条 伐採届旗又は看板（以下「伐採届旗等」という。）の交付を受けた者は、伐採届旗等を紛失し、又は破損したときは、その理由を記した伐採届旗等再交付申請書（別記第4号様式）を提出し、市長が適当と認めたときは、伐採届旗等の再交付を受けることができる。
- 2 市長は、伐採届旗等の交付を受けた者が、故意又は過失により伐採届旗等を紛失し、又は破損したときは、伐採届旗等の作成に要する費用の全額を負担させることができる。

（伐採届旗等の返却の請求）

- 第6条 市長は、伐採等届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該伐採等届出書に記載された内容に従っていないと認めるときその他伐採届旗等の返却を求めることが適当であると認めるときは、伐採等届出書に記載する伐採終了日又は造林完了日前であっても、伐採届旗等の交付を受けた者に伐採届旗等の返却を求めることができる。
- 2 前項の規定により伐採届旗等の返却を求められたときは、伐採届旗等の交付を受けた者は伐採届旗等を速やかに市長に返却しなければならない。

附則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

Ⅲ．都市近郊の森林づくり事業

災害に強い森づくり事業は、令和元年房総半島台風以降に創設され、電線等に近い風倒被害のあった森林を皆伐、再造林する事業です。補助要件として風倒被害が35%以上の森林でなければならず、最近では要件を満たす森林がほとんどない状況です。

現在行っている山武市森林整備事業の中で、道路や建物付近のなどの被害のある森林を皆伐、再造林を支援していきます。

○対象となる森林

道路や建物に近接する森林（樹高の2倍までの距離の森林）

風倒木や溝腐れ病の被害が35%以上

0.05ha（5畝）以上

○事業内容

被害森林を皆伐し、被害木の運搬。

○その他

県が行っている補助事業を準用します。

- ・事前に被害調査を行い、対象となるか判断します。

- ・補助金に諸経費（保険等）を加算します。

植栽は、災害に強い森づくりにおける植栽の手引き（千葉県）を参考にします。

- ・道路や建物に近い部分（10m程度まで）

ヤブツバキ、ネズミモチ、ヒサカキ、ヒイラギ、イロハモミジ、トベラ、マサキ

- ・道路や建物から少しに離れた部分

コナラ、ウバメガシ、サクラ類、シイ・カシ類、モミジ類、ヤマモモ、クヌギ

4. 議題

(2) 令和7年度の事業予定について



①年間行事予定

令和7年度の主な行事予定は以下のとおりです。

実施日	行事名	内容
4月26日、27日	第27回浦安市民まつり出展	浦安市民まつりに出展し、市内産木工品等のPR活動を行います。
4月28日～10月22日	ふるさと学習（市内小学生）	日向の森において、市内の小学3、5年生を対象に森林環境学習を実施します。
5月10日	第8回みどりとふれ合う植樹会	公益財団法人Save Earth Foundation主催の植樹会に参加し、市内産木工品等のPR活動を行います。
6月14日	第2回環境ひろばin三番瀬出展	浦安市主催の環境展に出展し、市内産木工品等のPR活動を行います。
6～7月頃	森林整備部会・木材利用推進部会	令和7年度1回目の森林整備部会・木材利用推進部会の会議を開催します。
9月9日～10月21日	ふるさと学習（市内中学生）	日向の森において、市内の中学1年生を対象に森林環境学習を実施します。
9月	浦安市民対象の森林環境学習	山武市内において、浦安市民と山武市民合同の森林環境学習を実施します。
10月	令和7年度第1回森林づくり審議会	令和7年度第1回森林づくり審議会の会議を開催します。
11月23日	産業まつり出展	山武市産業まつりに出展し、市内産木工品等のPR活動を行います。
12月	林業講習会	林業の担い手を育成するため、林業講習会を開催します。
12月	東京おもちゃ美術館出展	東京おもちゃ美術館のイベントに出展し、市内産木工品等のPR活動を行います。
12～1月頃	森林整備部会・木材利用推進部会	令和7年度2回目の森林整備部会・木材利用推進部会の会議を開催します。
1月	森林に関する相談会	市内森林所有者等を対象に森林に関する相談会を開催します。
2～3月頃	令和7年度第2回森林づくり審議会	令和7年度第2回森林づくり審議会の会議を開催します。

②令和7年度の実施計画

これまでの取組みに加えて、以下のことに取り組みます。

【令和7年度に取り組む内容】

- ◆森林経営意向調査
- ◆木材需要調査
- ◆木の駅プロジェクトの見直し
- ◆担い手育成
- ◆日向の森の利活用検討
- ◆その他の検討事項

◆ 森林経営意向調査

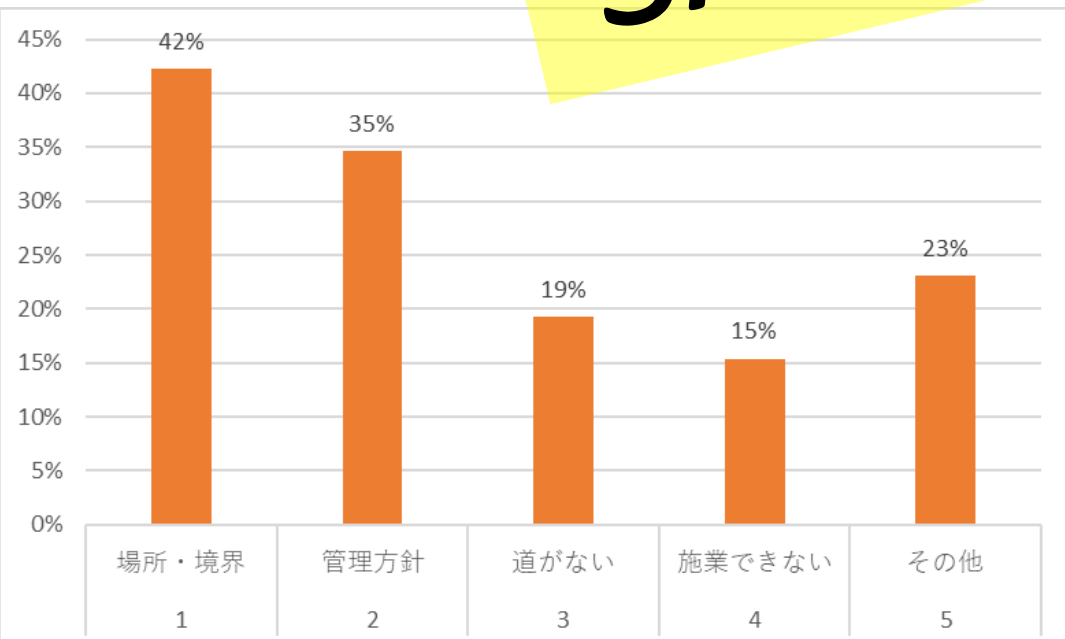
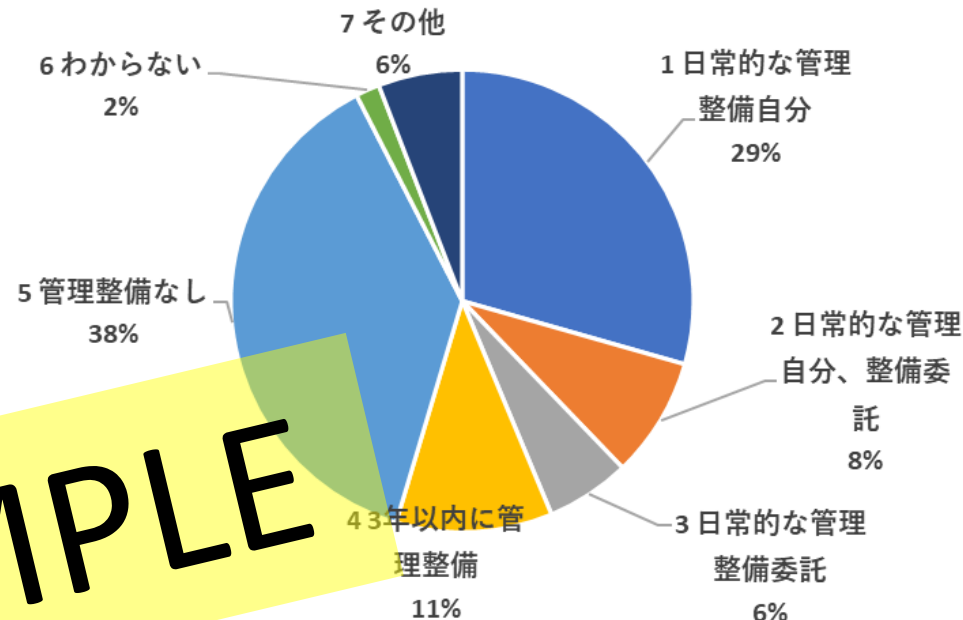
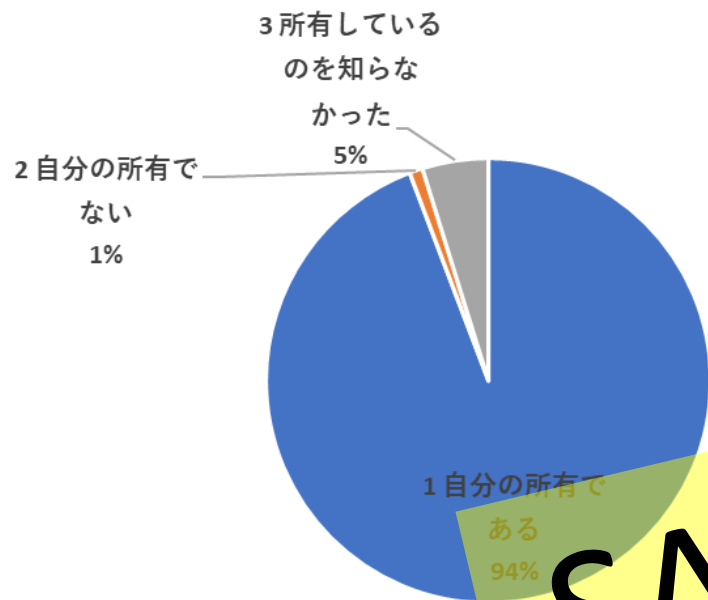
森林所有者による民有林の森林管理が思うように進まない課題があるため、森林経営の可能性が高いと思われる地域（もしくは森林所有者）を森林整備部会にて選定し、森林所有者への森林経営意向調査を実施したい。

調査項目は下記を想定する。

- ・所有森林の状況を把握しているか
 - ・管理状況
 - ・今後、どのように管理するか
 - ・管理する考えがない場合どうするか（管理委託か、売却・寄付か）
 - ・後継者の有無
 - ・森林に対して期待することは何か
- 等

また、これまでの市内の森林整備の実績や民間事業者による林地開発等の状況を把握・分析し、民有林の計画的な森林整備を推進します。

◆ 他地域での森林経営意向調査（例）



左上：森林所有状況の確認

右上：山林の管理状況

左下：自身で森林管理を行う上での課題

◆ 木材需要調査

これまでの審議会や部会の会議での意見として、市内森林整備が進まない理由として、木材価格の低迷があるとの指摘がある。

実際、市内業者の中には周辺の木材市場の買取価格が安価であるため、他地域への出荷を行っている事業者もある。

そこで、山武市内の林業事業体の木材販売の実態や周辺の需給動向、木材価格について調査を行い、より高い付加価値で市内産木材の販売を行える供給体制の構築を検討したい。

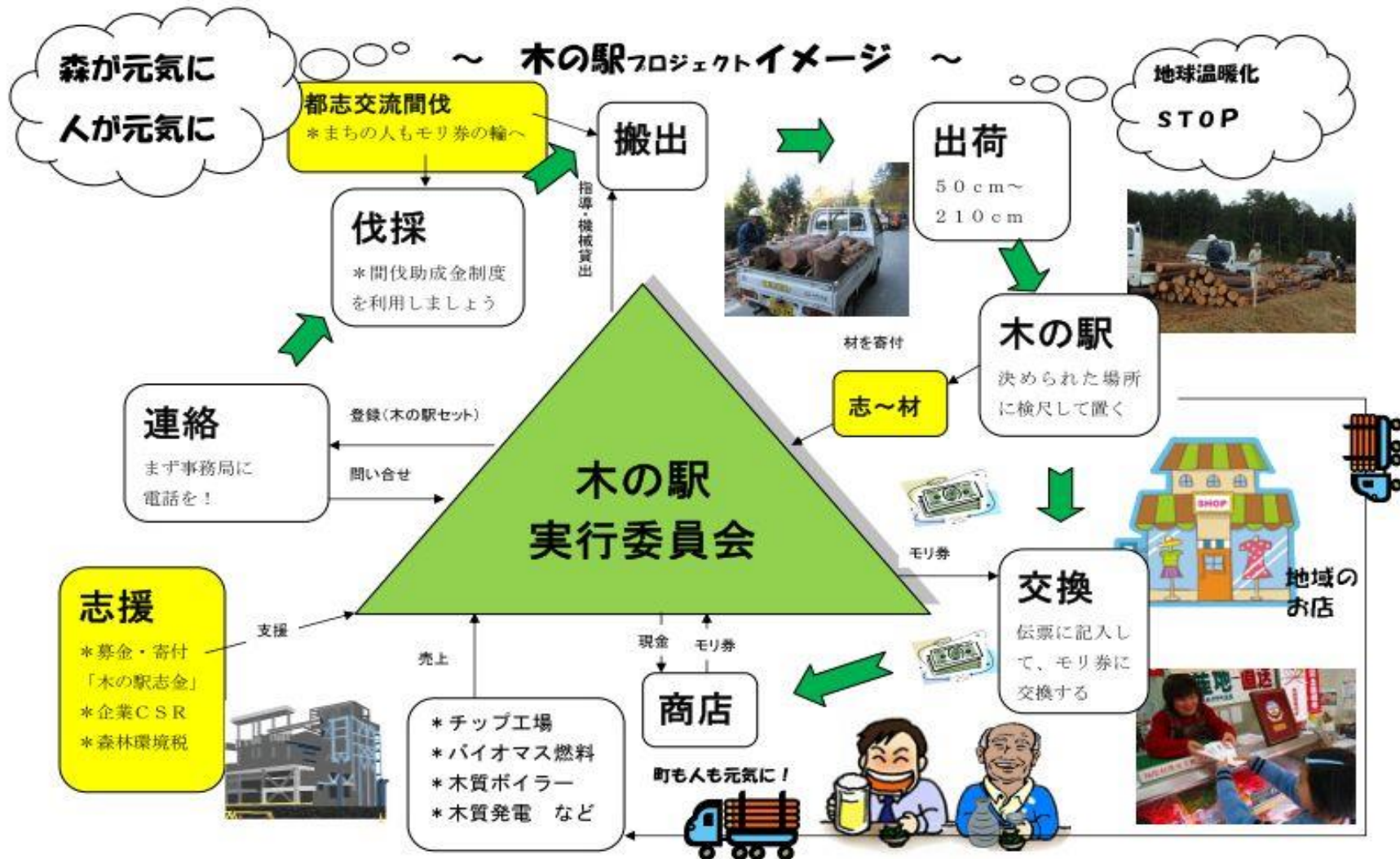
◆木の駅プロジェクトの見直し

令和7年4月1日から改正クリーンウッド法が施行され、第1種木材関連事業者は、木材等の合法性の確認等を行うことが義務となることから、これに対応し、適正な事業運営を行うため、伐採届が提出された木材とそれ以外の木材の差別化を図る等の運用を検討します。

また、全国で展開されている木の駅プロジェクトの事例を調査し、より良い木の駅プロジェクトの構築に向けた情報収集を行います。

※クリーンウッド法（通称）は、合法木材等の流通を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として平成28年に成立。更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正が令和5年に行われました。

木の駅プロジェクトとは



出所：木の駅プロジェクトポータルサイト

http://kinoeki.org/modules/pico3/index.php?content_id=15

木の駅プロジェクトポータルサイトでは全国40以上の事例が紹介されている



木の駅ねばりん 長野県 [詳細]	京丹後木の駅プロジェクト 京都府 [詳細]	「木の駅」INいたどりがわ 岐阜県 [詳細]	能登町里山「木の駅」プロジェクト 石川県 [詳細]	甲賀市の駅プロジェクト 滋賀県 [詳細]
木の駅白山 三重県 [詳細]	額田木の駅プロジェクト 愛知県 [詳細]	木の駅やっちょろゴロタ 熊本県 [詳細]	しらたか木の駅プロジェクト 山形県 [詳細]	東城木の駅プロジェクト 広島県 [詳細]
木の駅かわね 静岡県 [詳細]	「い〜にやん森の恵み」林活プロジェクト 島根県	高山市木の駅 岐阜県 [詳細]	小国木の駅プロジェクト 熊本県 [詳細]	丹波市木の駅プロジェクト 兵庫県 [詳細]

◆ 担い手育成

山武市の課題として、林業の担い手不足があります。

近年、市内での林業研修は実施しているものの、プロ向けの担い手育成の取り組みは十分ではない。

そこで、林業の担い手育成をさらに推進するため、これまでの取組みに加えて、林業の普及啓発の要素も取り入れた、より効果的な講習会・研修会の開催手法を検討し、実施に向けて取り組んでいきます。

(事例) 暖談の会

NPO法人九州バイオマスフォーラムがイオン環境財団や国土緑化推進機構の助成を受けて、実施しているイベント。

地元林業事業体が講師となり、チェーンソーや刈払い機の取り扱いを学ぶことができる。また、作った薪は持ち帰れる点も人気の理由で、県外からの参加者やリピーターも多く、例年、定員を超える申し込みがある

【スケジュール(予定)】

9:45	受付
10:00	安全講習・チェーンソー講習
10:40	伐木
12:00	昼食
13:00	体験活動
14:30	薪分配・片付け
15:00	解散



林業・薪割り体験イベント
暖談の会
だんだんのかい
2024

今年はちょっと違います!!

放置林の整備・再生プロジェクト

長年放置されてやぶ化した森林・竹林を間伐・整備して、
気持ちの良い森をつくろう。
チェーンソーの使い方や薪割りの技術を楽しみながら学び、
自然と共生する「里山」を再生します。

10月12日(土) 申込締切 10/4(金)
10月19日(土) 申込締切 10/11(金)
10月26日(土) 申込締切 10/18(金)
 予備日: 11/2(土) 11/3(日) 11/4(月・祝)

小雨決行! 昼食あり!
割った薪はお持ち帰りOK!



【開催地】熊本県阿蘇市永草周辺
※地図の詳細はお申込内容確認後にお知らせいたします。
 【開催時間】10:00~15:00
 【参加費】大人1人1,000円 / 小学生以下は1人500円
 【定員】20名/回
 【主催】NPO法人九州バイオマスフォーラム
 九州薪・木質バレット活用協議会
 【後援】阿蘇市

※参加人数に達した際は申込を締め切りますので
 予めご了承ください。
 ※複数日程の参加申込も可能です。
 ※予備日のみの参加申込は受付けておりません。

【実施予定内容】
 ・チェーンソーでの伐採実演・体験
 ・チェーンソー安全講習・分解整備方法
 ・薪割り体験
 ・木と竹の利用と里山のくらし





お問合せ
 NPO法人九州バイオマスフォーラム
 〒869-2612 熊本県阿蘇市一の宮町宮地5816
 TEL: 0967-22-1013 FAX: 096-300-3348
 E-mail: maki@kbimass.org

参加申込用QRコード



熊本県民の未来につなぐ森づくり事業

AEON 公益社団法人
イオン環境財団 国土緑化推進機構
 の助成を受けています。

◆ 日向の森の利活用検討

「日向の森」の自然を生かした、より良い利活用方法を検討していきます。

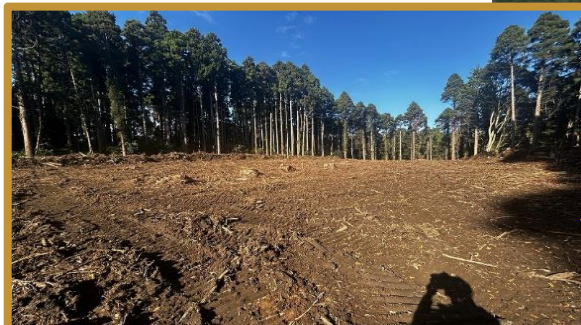
取り組む内容

- ・ 遊歩道の開設
- ・ 協力団体や企業と連携した新たな利活用方法の検討
- ・ 日向の森の間伐材を利用した木工品の製作、販売を検討
- ・ 地球温暖化の防止や生物多様性の保全等に資する新たな利活用方法の検討
- ・ 一般市民でも利用できるような場所とするための位置づけを検討 等

【遊歩道開設案】



【西側ルート】
第1作業地
道路と林内を結ぶ遊歩道
総延長：約110m



民有林
民間事業者により伐採済み



【東側ルート】
第2作業地
SEF整備エリア（ため池）
と林内を結ぶ遊歩道
総延長：約200m



林内状況を把握し散策可能なエリアの拡充を目指すため、
西側ルート・東側ルートの順に遊歩道の開設を実施する予定。

◆ その他の検討事項

I. 林業事業者及び自伐型林業者への新たな支援

林業の生産性及び安全性の向上を図るため、林業事業者及び自伐型林業者が行うICTを活用したスマート林業機械等（レーザー測量等に用いられる無人航空機、地上レーザースキャナー、GNSS受信機、自走又は遠隔操作式下刈り機械、枝打ちロボット等）の導入費用（購入、レンタル、リース等）に対し、補助金を交付する等の支援を検討していきます。

また、自伐型林業者への支援として、林業機械器具や重機等のレンタル・リース費用を補助することや、樹木の伐倒・搬出・運搬等を他の者に委託する場合の費用を補助することも併せて検討していきます。

II. バイオマス体験棟の運営方法の見直し

現在は、施設の管理を民間事業者に委託し、木質バイオマス事業に関する展示や箸づくり等の体験ができる施設として運営していますが、費用対効果を高める必要があり、より効果的・効率的な運営方法を検討します。

また、サンプスギ等の市内産木材の利用促進や山武市の魅力をPRする情報発信拠点として活用するなど、施設の活用方法についても見直しを図ります。



FOR A SUSTAINABLE SOCIETY